

これは「横浜市内各労働組合ノ提携機関ニシテ失業対策労働教化等ヲ目的」とし、その「決議ハ加盟団体ノ自治権ニ抵触セザル」範圍で活動しようとするゆるやかな臨時的運動機関としての規約をもち、事務所は仲仕共済会におくこととしたが、当初は活発な運動を行っていたわけではなかった。

ところで、横浜では一九二五年のメーデーは、横浜労働組合聯盟の主催で行われた。このメーデーに参加したのは、印刷工組合、仲仕同盟会、労働共愛会、自由労働組合、朝鮮労働共助会、横浜合同労組、朝鮮労働愛護会、共和会の八労働団体で、横浜労働組合聯盟は単にメーデー開催のための機関にすぎなかったと思われる。翌一九二六年のメーデーも横浜労働組合聯盟の主催でひらかれたが、ここには新たに海員組合支部という右派の団体などや、横浜労働組合協議会を共和会とともについていた仲仕共済会、工信会も加わり、参加団体は十二組合となった。しかも、十月の日本郵船会社の属員同志会争議では、横浜労働組合聯盟として争議支援を行い、演説会や宣伝を実施したほか、争議に反対し乗務員の補充に協力した海員組合へ抗議行動も行ったのである。

こうしたなかで、政治的には中立的立場をとる仲仕共済会や工信会も共同闘争の気運を強めたものと思われ、十一月に横浜労働組合協議会は、協議会拡大を決定した。この結果、協議会には、新たに印刷工組合、屋外労組、金属労組、合同労組、共愛会、サラリーマンユニオン、土木従業員組合、仲仕同盟会、朝鮮合同労組が加わり、アナーキズム系、評議会系、中立系の諸組合の参加する組織となった。この時、協議会規約も改正され「加盟団体ノ自治権ニ抵触セザル範圍」というゆるやかな結束という性格に変更はなかったものの「共通問題ヲ協議シ其ノ決議ヲ実行スルヲ目的」として共同闘争機関という性格も明確になったのである。しかも、横浜市の全労働組合を結集するという努力もつづけられ、海員組合に対しても参加勧誘が継続されてきた。



1928年の横浜メーデー『武相聯盟』5月から  
法政大学大原社会問題研究所蔵

一九二七年、とくにその前半は、横浜労働組合協議会が共闘機関として活発にその機能を発揮した時期である。毎月、協議会がひらかれ争議支援、労働組合法・出版法・小作法反対運動、健康保険法対策、方面委員問題などで演説会、宣伝活動、対県・市への交渉の活動が展開された。またこの年の横浜のメーデーは、横浜労働組合協議会の主催で開催、参加団体はアナキズム系から海員組合まで十八団体にのぼり、会場では討論会的状況や野次で緊張する場面もあったが盛会のうちに終わったのである。

横浜労働組合協議会がこうした活発で戦闘的な運動体として活動するのは、まず関東金属労組横浜支部と共和会の存在があったからである。しかしこうした左派系の組織が、工信会や仲仕共済会といった中立的大組織と連携がとれていたことが、その影響力をきわめて大きなものにしていたのであった。だが横浜労働組合協議会は、一九二七年後半からその活動が不活発になり、やがて自然解消してしまう。

一九二八年のメーデーは、三・一五弾圧の影響もあって関東金属横浜支部の指導力は発揮されず、主催団体名も、横浜労働組合聯盟にもどってしまう。そして一九二九年八月に横浜の労働組合協議機関としてつくられた横浜労働組合親和会が、仲仕共済会と工信会・海員組合の三者で、主張の同一組合の提携という限界を設けてつくられるあり方の中に、右派の優位が横浜においても成立してきたことが示されていた。

## 第五節 農村の変化と小作争議

### 一 大戦後における小作争議の展開

**大戦期の農村の変化** 第一次世界大戦期の経済好況と京浜工業地帯の形成は、県下の農村地域にも大きな影響を与え、農村の変貌が進行していった。大戦期の工業発展は、県下農村、とりわけ、工場地帯近接地域においては農村からその労働

力を急速に吸収していった。たとえば、「一般農村は米価暴騰生糸爆発相場の好景気につれ農耕者の労銀著しく騰貴し殊に中郡地方にありては農家の壮丁が平塚町海軍火薬廠並に相模紡績会社等の職工となり為めに日雇業者の欠乏を来し」(『横浜貿易新報』大正八年十一月二十日付) というような現象である。こうした工業労働市場の開放と農業日雇労働の上昇は、小作農民に自分たちの労働力の価値についての自覚と、高率小作料の重圧に対する反発をつくりだす契機になっていった。「都会地、工場地附近ニ於テハ開戦以來男女ヲ問ハス壮者ハ収入多キ工業方面ニ吸収セラレ農村ニハ老幼ノミ止ル有様ニテ小作人ハ昔ヨリノ情誼ニ絡マレ義理ニ小作シ居レハ自己ノ生計樹タストナシ漸次土地返還ヲナスモノ多ク地主自作スルニハ勞力ナク……中略……不得已小作料ハ何程ニテモ宜シキ故小作シ呉レト無理ニ頼」むといわれるような状況には、伝統的な地主・小作の社会関係がくずれ、小作人の主張がふきだすまがうかがえる(資料編 13 近代・現代(3) 一八四)。

他方、工業地から離れた地域では、またこれとは異なった現象がうまれていた。「都市ニ遠隔セル純農村ニ於テハ農産物価格ノ昂騰ニ伴ヒ小作人相互ノ小作地争奪又ハ地主ノ策動ニ依リ小作料ノ増額ヲ来セル」という動向である。好況にともなう農

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第16表 郡別耕地面積の変化

|       | 田 地 面 積(町) |         |        | 畑 地 面 積(町) |         |        | 耕地面積増減<br>(A) + (B) |
|-------|------------|---------|--------|------------|---------|--------|---------------------|
|       | 1915年      | 1922年   | (A) 増減 | 1915年      | 1922年   | (B) 増減 |                     |
| 県     | 25088.8    | 25115.4 | 26.6   | 51591.4    | 52447.9 | 856.5  | 883.1               |
| 横 浜 市 | 423.0      | 356.0   | △67.0  | 727.9      | 690.7   | △37.2  | △104.2              |
| 久 良 岐 | 705.3      | 696.2   | △9.1   | 813.5      | 844.8   | 31.3   | 22.2                |
| 橋 樹   | 4913.5     | 4801.4  | △112.1 | 4410.7     | 4379.4  | △31.3  | △143.4              |
| 都 筑   | 2109.1     | 2109.2  | 0.1    | 3889.4     | 4051.7  | 162.3  | 162.4               |
| 横須賀市  | 57.6       | 55.4    | △2.2   | 68.5       | 61.5    | △7.0   | △9.2                |
| 三 浦   | 1921.9     | 1897.3  | △24.6  | 2615.8     | 2580.1  | △35.7  | △60.3               |
| 鎌 倉   | 2124.3     | 2112.2  | △12.1  | 4330.9     | 4376.2  | 45.3   | 33.2                |
| 高 座   | 3288.6     | 3306.2  | 17.6   | 14096.1    | 14316.4 | 220.3  | 237.9               |
| 中     | 3781.7     | 3830.1  | 48.4   | 8020.3     | 8085.1  | 64.8   | 113.2               |
| 足 柄 上 | 2335.9     | 2425.0  | 89.1   | 3385.5     | 3625.8  | 240.3  | 329.4               |
| 足 柄 下 | 1881.1     | 1931.4  | 50.3   | 2207.5     | 2445.6  | 238.1  | 288.4               |
| 愛 甲   | 1411.3     | 1460.5  | 49.2   | 3800.5     | 3810.1  | 9.6    | 58.8                |
| 津 久 井 | 135.4      | 134.5   | △0.9   | 3224.7     | 3180.5  | △44.2  | △45.1               |

『神奈川県農会報』第119号, 第155号から作成

産物価格の上昇が、小作農民をより深く商品生産にまきこみ、商品生産者として発展しようとする志向をうみだしながら、小作料値上げをもたらしつたのである。

大戦期の経済が農業にあたえた影響を、郡別に耕地面積の変化についてみてみよう(第十六表)。県全体として耕地面積は、田で二十六町歩余の微増、畑で八百五十六町歩余の増加となっているが、郡別の変化をみると愛甲郡・津久井郡をのぞいて三つのグループにわかれている。第一グループは、京浜工業地帯ないし大工場をもつ、横浜市、横須賀市、橋樹郡、三浦郡である。ここでは、田・畑ともその面積は減少し、耕地減少の傾向がはっきりとあらわれている。第二グループは、その周辺の久良岐郡、都筑郡、鎌倉郡である。ここでは、田は面積減少ないし停滞を生じているが、畑地面積が増加して、全体として耕地は増加をしめた。第三グループは、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡といった県央から県西の地域である。ここでは田の面積も増加し、とくに畑地面積が大きく増加して、県の耕地面積増加の中心になっている。耕地面積の変動一つを取り上げても、工業地帯を中心に同心円を描

第17表 専業・兼業別農家戸数

|         | 1914    | 1917    | 1920    | 1923       | 1927    |
|---------|---------|---------|---------|------------|---------|
| a) 農家戸数 | 78,418  | 77,771  | 77,703  | 77,410     | 76,397  |
| b) 専業農家 | 48,486  | 50,713  | 52,497  | 51,409     | 50,839  |
| c) 兼業農家 | 29,932  | 27,058  | 25,206  | 26,001     | 25,558  |
| c/a     | 38.2    | 34.8    | 32.4    | 33.6       | 33.5    |
| 総戸数     | 206,980 | 214,557 | 236,892 | *(228,562) | 274,883 |

- 1) \*印は横浜市世帯数と各郡・横須賀市戸数の和  
 2) 『神奈川県農会報』各年次農事統計表から作成

くような形で、県下農村は異なった影響をうけていったことがしめされている。

農家戸数についてみると(第十七表)、大戦期には七百戸余の減少に過ぎないようであるが、その内容は大きく変動している。一九一四年には三八割をしめて全国平均よりも八割も高い水準をしめしていた兼業農家が、一九二〇年には三二割へ、絶対数では四千七百戸余も減少した。兼業農家の離農、ないし専業化という分化が進行したのである。

こうして、大戦期の経済発展のなかで、県下農村は、好況という共通の基盤のうえではあるが、地域的に異なった経済変動の波にあらわれたのであった。

**県下農村の** ところで神奈川県農家の農業のもっとも大きな特徴は、畑作生産の優位という点に**地域的特徴** がある。今、全耕地にしめる畑地の面積の比率をみると(第十八表)、それは

実に六八・九割にもぼっている。こうして畑作農家の優位が県全体としての特徴となっているが、郡別にみると比較的水田の比率の高い地域も存在することがわかる。久良岐・橋樹・足柄上・足柄下・三浦の五郡である、これに対し、都筑・鎌倉・高座・中・愛甲・津久井の諸郡が畑地の優勢という特徴をつくりだしている。

次に、小作地率をみてみると県全体としては、田畑とも全国平均にひとしい水準を示している。郡別には、橋樹・都筑・中・愛甲の諸郡が田畑とも平均より高い水準を示し、また、鎌倉・高座の二郡が畑地の小作地率で高い水準をさしている。自小作別農家戸数の比率をみて、橋樹・都筑・鎌倉・中・愛甲の諸郡は小作農の比率が高い。これに対し、三浦・足柄上・

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第18表 1920年郡別田畑率・小作地率・自小作別農家戸数比率

|      | 総面積<br>(A) (町) | 田<br>(B) (町) | 畑<br>(C) (町) | 田畑率        |            | 小作地率     |          | 自小作別農家戸数比率 |           |            |           |
|------|----------------|--------------|--------------|------------|------------|----------|----------|------------|-----------|------------|-----------|
|      |                |              |              | B/A<br>(%) | C/A<br>(%) | 田<br>(%) | 畑<br>(%) | 総数<br>(戸)  | 自作<br>(%) | 自小作<br>(%) | 小作<br>(%) |
| 県    | 75681.1        | 24264.1      | 51417.0      | 32.1       | 68.9       | 52.6     | 41.4     | 77703      | 28.3      | 45.7       | 25.9      |
| 横浜市  | 655.7          | 186.7        | 469.0        | 28.5       | 71.5       | 65.9     | 68.3     | 1006       | 16.3      | 49.9       | 33.8      |
| 久良岐  | 1538.5         | 714.6        | 823.9        | 46.4       | 53.6       | 47.3     | 41.6     | 2169       | 23.2      | 40.5       | 36.2      |
| 橘樹   | 9092.8         | 4680.4       | 4412.4       | 51.5       | 48.5       | 59.0     | 52.9     | 8988       | 24.1      | 44.2       | 31.8      |
| 都筑   | 6118.1         | 2080.7       | 4037.4       | 34.0       | 66.0       | 55.0     | 53.0     | 6043       | 26.1      | 49.7       | 24.2      |
| 横須賀市 | 116.4          | 54.1         | 62.3         | 46.5       | 53.5       | 71.7     | 51.8     | 251        | 6.8       | 48.6       | 44.6      |
| 三浦   | 4211.0         | 1716.4       | 2494.6       | 40.8       | 59.2       | 43.2     | 35.7     | 6775       | 33.5      | 52.1       | 14.4      |
| 鎌倉   | 6163.3         | 2023.8       | 4139.5       | 32.8       | 67.2       | 25.0     | 44.5     | 5465       | 25.6      | 44.6       | 29.8      |
| 高座   | 17576.3        | 3300.5       | 14275.8      | 18.8       | 81.2       | 24.7     | 74.7     | 14156      | 30.1      | 46.6       | 23.3      |
| 中    | 11555.7        | 3662.9       | 7892.8       | 31.7       | 68.3       | 35.9     | 35.6     | 10789      | 23.3      | 42.2       | 34.4      |
| 足柄上  | 5895.4         | 2379.8       | 3515.6       | 40.4       | 59.6       | 46.3     | 38.0     | 6231       | 33.2      | 50.7       | 16.0      |
| 足柄下  | 4053.0         | 1881.4       | 2171.6       | 46.4       | 53.6       | 46.3     | 30.7     | 5018       | 38.2      | 39.8       | 22.1      |
| 愛甲   | 5356.5         | 1442.1       | 3914.4       | 26.9       | 73.1       | 15.7     | 65.4     | 6075       | 23.1      | 44.2       | 32.7      |
| 津久井  | 3348.2         | 140.7        | 3207.5       | 4.2        | 95.8       | 23.6     | 32.2     | 4737       | 37.0      | 44.5       | 18.5      |

『神奈川県農会報』第147号から作成

足柄下・津久井の四郡は自作農の比率が高く、小作農の比率は県平均よりかなり低い。こうしてみると、県下農村は、水田が比較的多く地主的土地所有も展開している橘樹郡、畑作が優位だが地主的土地所有も展開している都筑・鎌倉・中・愛甲の諸郡、水田が比較的多いが自作農地帯である三浦・足柄上・足柄下の諸郡、畑作が圧倒的で地主的土地所有も展開していない津久井郡の四つのタイプにわけられそうである。そして神奈川県を特徴づけているのは、畑作地帯であるが地主的土地所有も展開している地域の存在であるといえよう。

農家の土地所有規模をみると(第十九表)五十町歩以上の地主は県全体でわずかに二十一戸に過ぎず、大地主の存在がある程度みられるのは、高座・中・愛甲の三郡のみといつてよい。「本県ニ於ケル地主ノ大多数八十町歩以下ノ耕地所有ノ者ニシテ」(資料編 近代・現代(3) 公選)といわれるように、神奈川県下では地主といつても中小地主が、土地所有者の中心的存在であったのである。他方、農家を耕作規模別にみていくと、一、二町歩耕作農家の比率が全国平均よりも五割以上高い。一町歩以上の耕作農家

第19表 1920年郡別耕作規模別農家戸数比率および3町歩以上所有規模別農家戸数

|      | 耕作規模別農家戸数比率 |      |      |      |      |       |
|------|-------------|------|------|------|------|-------|
|      | ～0.5町歩      | ～1.0 | ～2.0 | ～3.0 | ～5.0 | 5.0以上 |
| 県    | 31.7        | 31.5 | 26.9 | 7.8  | 1.8  | 0.3   |
| 横浜市  | 50.0        | 32.8 | 10.5 | 1.9  | 1.9  | 2.3   |
| 久良岐  | 37.5        | 32.6 | 27.8 | 2.1  | 0.0  | —     |
| 橘樹   | 30.1        | 33.4 | 31.6 | 4.5  | 0.3  | 0.0   |
| 都筑   | 23.9        | 38.7 | 28.8 | 7.5  | 0.9  | 0.1   |
| 横須賀市 | 45.0        | 48.6 | 6.0  | 0.4  | —    | —     |
| 三浦   | 48.8        | 31.7 | 17.5 | 1.6  | 0.3  | 0.1   |
| 鎌倉   | 27.0        | 27.7 | 26.2 | 12.9 | 5.7  | 0.5   |
| 高座   | 17.3        | 29.1 | 31.7 | 16.7 | 4.6  | 0.7   |
| 中    | 28.5        | 30.2 | 31.9 | 8.2  | 1.0  | 0.1   |
| 足柄上  | 32.8        | 31.8 | 26.7 | 7.6  | 1.0  | 0.2   |
| 足柄下  | 38.3        | 36.7 | 22.2 | 2.2  | 0.4  | 0.1   |
| 愛甲   | 37.2        | 28.4 | 26.4 | 6.5  | 1.5  | 0.0   |
| 津久井  | 53.4        | 29.9 | 13.6 | 2.3  | 0.6  | 0.2   |

|      | 3町歩以上所有規模別農家戸数 |           |          |        |           |
|------|----------------|-----------|----------|--------|-----------|
|      | 3～5町歩          | ～10       | ～50      | 50以上   | 総数        |
| 県    | 3251 (60)      | 1569 (30) | 543 (10) | 21 (0) | 5384(100) |
| 横浜市  | 28 (57)        | 15 (30)   | 6 (13)   | 0      | 49(100)   |
| 久良岐  | 46 (62)        | 24 (32)   | 4 (5)    | 0      | 74(100)   |
| 橘樹   | 446 (64)       | 184 (26)  | 67 (10)  | 1 (0)  | 698(100)  |
| 都筑   | 271 (60)       | 144 (32)  | 38 (8)   | 0      | 453(100)  |
| 横須賀市 | 0              | 1         | 0        | 0      | 1         |
| 三浦   | 117 (71)       | 37 (23)   | 10 (6)   | 0      | 164(100)  |
| 鎌倉   | 317 (56)       | 184 (33)  | 62 (11)  | 2 (0)  | 565(100)  |
| 高座   | 1033 (58)      | 531 (30)  | 196 (11) | 9 (1)  | 1769(100) |
| 中    | 288 (56)       | 148 (29)  | 73 (14)  | 5 (1)  | 514(100)  |
| 足柄上  | 272 (69)       | 94 (24)   | 27 (7)   | 0      | 393(100)  |
| 足柄下  | 83 (63)        | 41 (31)   | 7 (5)    | 0      | 131(100)  |
| 愛甲   | 304 (65)       | 120 (26)  | 41 (9)   | 4 (1)  | 469(100)  |
| 津久井  | 146 (72)       | 46 (23)   | 12 (6)   | 0      | 204(100)  |

『神奈川県農会報』第147号から作成



1914年ごろの桑苗木接ぎ木講習会

『神奈川農協30年』から

は、とくに鎌倉・中・高座の三郡に多い。畑作地帯であることが耕作規模を大きくしているのであろうが、橘樹郡でも一、二町歩耕作農家の比率は県平均を大きく上まわっており、耕作規模の比較的大きい中農的農家の高い存在も県下の農業を特徴づけていたといえよう。

#### 小作争議の開始

一九二〇（大正九）年の戦後恐慌の勃発は、大戦期・戦後の経済ブームを終了させた。騰貴していた農産物価格も低落し低迷して農村経済は困難に直面した。一九二〇年を境にして神奈川県下でも小作争議が毎年のように起きることになり、その中から小作人組合や農民組合が成立してくる。いま、第二十表によって小作争議件数の動向をみると、一九二〇年が、それ以降の小作争議件数の水準の出発点になったことが明らかである。

県下でも、不作の年には小作人から小作料の軽減を要求する減償行は古くから行われていたが、小作人が団結して地主に迫る争議はこれまでみられなかった。ところが一九一九年に、足柄上郡金田村に小作料減額要求の、鎌倉郡瀬谷村に小作料値上げ反対

第20表 県下における小作争議件数及び農民組合（小作人組合）数の推移

| 年次    | 争議件数 | 参加人員  | 組合数 | 組合員数  |
|-------|------|-------|-----|-------|
| 1919年 | 4    |       | 4   | 486   |
| 20    | 15   |       |     |       |
| 21    | 46   | 1,600 |     |       |
| 22    | 15   |       |     |       |
| 23    | 88   |       |     |       |
| 24    | 21   |       | 8   | 799   |
| 25    | 57   |       | 18  | 1,459 |
| 26    | 67   |       | 20  | 1,576 |
| 27    | 26   |       |     |       |
| 28    | 43   | 3,550 | 30  | 1,817 |
| 29    | 35   |       |     |       |
| 30    | 25   |       |     |       |
| 31    | 24   |       |     |       |
| 32    | 12   | 422   | 38  | 2,550 |
| 33    | 18   |       |     |       |
| 34    | 86   | 4,421 |     |       |

- 1) 大畑哲「神奈川県下における戦前の農民運動について」『神奈川県史研究』40所収の表に1934年分を補足した  
 2) 原資料は資料編13近代・現代(3)の中の農民運動に収録された諸資料である

の争議が起こり、とくに後者では刑事被告人を出すほどの事件となつて、小作人が結束し地主に対抗することとはじまる。一九二〇年以降毎年、小作料減額要求を中心に二桁の件数の争議が起こることになるのである。争議は、一九二二年の水害と干害、一九二三年の関東大震災と水害、一九二五、二六、二八年の天候不順、病虫害発生というように、不作を理由として引き起こされたものがもつとも多い。しかし、争議原因を細かくみていくと、そこにはたんなる不作を原因とするのではなく小作人の権利意識・生産者意識の発展が基礎になつていたことがうかがえるのである。

**穀物検査の実施と小作争議** 一九二〇年に急に小作争議が増加した理由の一つとしてあげられるのは、穀物検査制度の導入である。大正郡区域で愛甲郡地主会・橘樹郡産米会などが組織され、一九二〇年度には県事業として産米の検査、二一年度から産麦の検査が実施された（同前二六）。この穀物検査の実施は、生産者農民に産米改良負担をおわせることになり、その不満を強めることになる。

県営の穀物検査が実施される前、中郡では次のような事件が起こつてゐる。中郡俵装改良組合は、一九一八年末に米麦同業

組合と改称し、一九一九年からの米麦の内容検査と包装改良を決議した。これに対し、神奈川県のような米の移入県では、包装はあえて他府県にならう必要はない、強いてこれを施行するのは「徒らに一部少数の大地主、商人及郡組合当局等遊食の徒を利するに過ぎず」、生産者は年一万円近くの間接税を負担するのみならず、包装作業は三、四倍の手数となるなどとして、成瀬村を中心に反対運動が起こり、実施延期の要求が、組合員四千名の連署で提出された。運動は、郡当局への陳情、郡役所へ組合傍聴を名目として多人数押し寄せるなどしたが、結局、既に製作の俵装は本年限りそのまま使用することを認めるとの条件で解決となった（『横浜貿易新報』大正八年二月二日・四日付）。

このように生産者農民の負担増となる米穀検査の実施は一九二〇年以降の小作争議増加の原因の一つになった。小作農民にとって米穀検査がどれほど負担であったかを物語る次のような事例がある。足柄下郡では、産米改良のため小作人納入の一等米は一俵につき二升、二等米は一升五合、三等米は一升をわりもどした。しかし「等外米の田地を小作し居る小作人は地主の奨励申合せに基き他よりの等級米を以て不地味の地主へ納入せざるべからずして苦痛甚だし」く、等外米納入の場合には反対に小作人から一俵につき二升から一升五合提供しなければならなかったが、「一般小作人は僅<sup>わずか</sup>の奨励米を得るよりも寧ろ僅少の込米にて等外米を納入する方が利益ありとて漸次此の方法を取る傾向ある」（同前大正九年十二月四日付）というのである。奨励米・補償米が小作農民の労働負担増にみあわぬ低額のものであったことがここにしめされており、米穀検査実施を原因とする小作争議が起ることになる。

その代表的なものとして、足柄上郡金田村の争議をあげることができよう。金田村では、一九二〇年十二月、小作人二十八名が、地主十九名に対し「穀物検査と俵装改良の為め手数が従来の四倍を要する代償として一割五分、財界不況糸価暴落の救済策として一割五分合計三割の小作料軽減運動を起し容れられずんば直に小作地全部を返納」すと連盟調印して争議が始まっ

第21表 原因別小作争議件数

|        | 1920 | 1921 | 合計 |
|--------|------|------|----|
| 米穀検査   | 2    | 5    | 7  |
| 値上げ引直し | 7    | 2    | 9  |
| 割高引下げ  | 1    | 0    | 1  |
| 物価下落   | 2    | 4    | 6  |
| 凶不作・水害 | 1    | 40   | 41 |
| 金の納    | 0    | 1    | 1  |
| その他    | 1    | 1    | 2  |
| 合計     | 14   | 53   | 67 |

- 1) 原因が2つ以上の場合、それぞれ含めた  
 2) 『神奈川県農会報』第159号(1922年6月)から作成

た。警察の抑圧にもかかわらず小作人側は、翌二十一年二月には、百二十一名の参加で小作組合を發足させ、金田村地内小作地賃借は一切組合に委任し、小作料金も決定する、違反者からは違約金を徴収することを申しあわせた。争議は四月まで継続、途中の地主・小作の交渉では、小作側が「今後小作料納入は旧来の如く無検査米にて納入を承認されたと要求」し地主側が拒否するといった状況もあったが、苗代期がせまって、七歩五厘の小作料引き下げで一応妥結したのである(同前大正十年二月十七日、三月三十一日、四月三十日付)。このように穀物検査の実施は、労働負担増をおわされた小作農民が、小作料減額あるいは奨励米増額などの要求を提示していく契機となったのである。

**農産物価格下落と小作争議** しかしながら、一九二〇、二一年の小作争議で穀物検査実施が争議原因のもっとも主要なものであったわけではなく。第二十一表の原因別小作争議件数をみてわかるように、一九二一年の凶不作を原因とするものをのぞくと、値上げ引直し、割高引下げ、物価下落などの農産物価格の低落を理由とするものが、もっとも多い。とくに一九二〇年では、十四件のうち十件までがこうした要求である。一九二一年においてもこうした争議原因が米穀検査実施を理由とするものを上まわっている。一九二〇年の恐慌による農産物価格の低落が小作料の軽減を要求する争議を引き起こしたといえよう。それは、大戦期の農産物価格の高騰にともない純農村地域では、小作料の増額があったという指摘とも関係していたであろう。ところで、この争議原因が田・畑、いずれの耕地に関係しているかをみると(第二十二表、農産物価格の下落を原因とする争議は圧倒的に畑においてである。畑地における小作争議のうち八〇%近くが農産物価格下落を争議原因とするものであ

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第22表 小作争議原因と関係耕地

|               | 田  | 畑  | 田 畑 | 合 計 |
|---------------|----|----|-----|-----|
| 米 穀 検 査       | 4  | 0  | 3   | 7   |
| 値 上 げ 引 直 し   | 0  | 9  | 0   | 9   |
| 割 高 引 下 げ     | 0  | 1  | 0   | 1   |
| 物 価 下 落       | 0  | 4  | 2   | 6   |
| 凶 不 作 ・ 水 電 害 | 28 | 3  | 10  | 41  |
| 金 納           | 0  | 0  | 1   | 1   |
| そ の 他         | 1  | 1  | 0   | 2   |
| 合 計           | 33 | 18 | 16  | 67  |

『神奈川県農会報』第159号から作成

第23表 郡別小作争議件数

|       | 1 9 2 0     | 1 9 2 1   | 合 計        |
|-------|-------------|-----------|------------|
| 久 良 岐 | 0           | 0         | 0          |
| 橘 樹   | 1 { 畑 0 田 1 | 5 { 1 3   | 6 { 1 4    |
| 都 筑   | 1 { 1 0     | 8 { 0 1   | 9 { 1 1    |
| 三 浦   | 0           | 0         | 0          |
| 鎌 倉   | 2 { 2 0     | 2 { 1 0   | 4 { 3 0    |
| 高 座   | 2 { 1 1     | 4 { 3 1   | 6 { 4 2    |
| 中     | 1 { 1 0     | 5 { 0 2   | 6 { 1 2    |
| 足 柄 上 | 1 { 0 0     | 5 { 0 0   | 6 { 0 0    |
| 足 柄 下 | 0           | 6 { 0 0   | 6 { 0 0    |
| 愛 甲   | 5 { 5 0     | 11 { 0 6  | 16 { 5 6   |
| 津 久 井 | 0           | 0         | 0          |
| 合 計   | 13 { 10 2   | 46 { 5 13 | 59 { 15 15 |

『神奈川県農会報』第159号から作成

り、田あるいは畑における小作争議で、凶不作を争議原因とするものが大多数をしめているのと対蹠的である。こうしてみると、神奈川県下での小作争議の発生期における特徴の一つは、畑作地において農産物価格の下落を原因に小作料軽減の運動が起つてきたことにもとめられよう。そして小作料軽減の要求は、一九二一年の不作と米穀検査制度の導入を契機としながら水田——田小作料へもひろがっていったといえよう。この点を第二十三表で郡別小作争議件数の分布ともからませながらみてみよう。一九二〇、二一年において小作争議は、久良岐・三浦・津久井の三郡をのぞく県下全都で発生した。

一九二〇年における争議十三件の内、十件までは畑地をめぐつての争議であり、愛甲・鎌倉・高座といった畑作地域で地主的土地所有も比較的展開している地域が中心である。一九二一年には、水田における小作

争議が中心になるが、第一、二位をしめているのは、愛甲・都筑という畑作優位の地域である。一九二〇・二一の両年をあらわして見ても、争議は、愛甲・都筑・高座・中といった畑作優位で地主的土地所有も展開している地域を中心としているのであり、水田優位の橘樹郡でも争議において畑地が関係しているものが圧倒的であった。このように農産物価格の下落を基礎条件に、商品作物として販売する畑地で小作料の軽減がまず要求され、不作をも契機に水田の小作料の軽減もが要求されていったのである。

### 小作地返還の戦術

この時期——一九二〇年代の前半——の小作争議の特徴の一つは、小作人側が小作地の返還を争議の戦術としてとり、小作料の軽減を実現しえていることである。たとえば、一九二一年からはじまった中郡太田村小稲葉の争議についてみよう（資料編13近代・現代(3)六〇）。この争議は、地主二十八人、小作百四十人、関係耕地が水田七十町歩、畑二十町歩で一年余も紛争のつづいた争議である。争議原因は、不作及び地主が不作にもかかわらず小作料軽減をなさなかつた「無慈悲ナルヲ憤慨」したことで、「小作人相互ニ於テ小作料ヲ競リ上ケタル為小作料高キコト」を原因としている。小作側が一九二〇年分の小作料の三割から三割五分引を要求し、「小作人一同カオ寺ニ集合シテ連判帳ヲ作り返地スルコトヲ申合せ」て争議ははじまった。争議は仲裁者はいり、返地するとの小作側の強要の下で、田畑等級別小作料を定めた「算書」が調印されることでおさまったかにみえた。しかし小作側は一九二二年末に不作を理由に軽減を要求、「愈々返地スルコトニ決心シテ他部落地主ノ土地ヲ融通シテ貰ヒ尚経営面積不充分ノモノハ子女ヲ工場ニ送リテ収入ヲ仰キ生計ヲ樹ツル」という動きとなる。争議は結局、小作料率を「一等ヨリ五等迄一反ニ付五升軽減」するなどして妥結した。この経過から、大戦期に小作料が引き上げられたことを前提にしながらであるが、小作地返還を背景として小作料率が引き下げられたことが明らかである。

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第24表 1920～21年の小作地返還

|      |          | 久良岐 | 橘 | 樹 | 横須賀 | 三浦 | 鎌倉 | 高座 | 足柄上 | 愛甲 | 津久井 | 計 |
|------|----------|-----|---|---|-----|----|----|----|-----|----|-----|---|
| 返還件数 |          | 5   | 6 | 2 | 2   | 9  | 6  | 4  | 10  | 3  | 47  |   |
| 返還事由 | 業        | 5   | 2 | 1 | 1   | 6  | —  | 1  | 1   | 1  | 18  |   |
|      | 他へ出稼     | —   | — | — | —   | 2  | —  | —  | —   | —  | 2   |   |
|      | 労働力不足    | —   | — | 1 | —   | —  | —  | 1  | —   | —  | 2   |   |
|      | 農業縮小     | —   | — | — | —   | —  | 6  | —  | 8   | —  | 14  |   |
|      | 耕地条件不利   | —   | — | — | 2   | 1  | —  | —  | —   | —  | 3   |   |
|      | 小作料軽減不折合 | —   | — | — | —   | —  | —  | 1  | —   | —  | 1   |   |
|      | 小作期間満了   | —   | — | — | —   | —  | —  | 1  | —   | —  | 1   |   |
|      | 小作料引上    | —   | — | — | —   | —  | —  | —  | 1   | —  | 1   |   |
|      | 収益       | —   | — | — | —   | —  | —  | —  | —   | 1  | 1   |   |
|      | 宅地化など    | —   | 5 | — | —   | —  | —  | —  | —   | —  | 1   | 6 |
| 処分方法 | 割引預け替    | 2   | — | — | —   | 3  | —  | —  | —   | 1  | 6   |   |
|      | 不耕作      | 4   | 2 | — | 1   | 2  | —  | —  | —   | —  | 9   |   |
|      | 地主手作     | 1   | — | 2 | 1   | 5  | —  | 2  | 1   | 2  | 14  |   |
|      | 預け替      | —   | — | — | —   | —  | 6  | 2  | 9   | —  | 17  |   |

- 1) 返還事由が2つにわたるものはそれぞれ事由に含めた
- 2) 処分方法における「地主手作」は返還地全部を手作としたもので一部分を小作料割引、不作付とした手作はふくまない、また「預け替」には一部地主手作、一部預け替をふくむ
- 3) 『神奈川県農会報』第159号（1922年6月）から作成

他の小作争議においても小作人側が小作地返還をもって小作料軽減をせまっている事例はしばしばみられる。一九二四年にいたっても「高座郡相原村・大沢村等にては地主小作間意志の疏通兎角円満ならず従って耕地の返還相次ぐので地主は其処分に困りて松の植林をなすもの多く」（『横浜貿易新報』大正十三年十二月十三日付）と伝えられるように、一九二〇年代前半は、小作人側が小作料軽減が実現せねば、小作地返還を行って地主に攻勢的態度をとっていくような条件が存在していたのである。

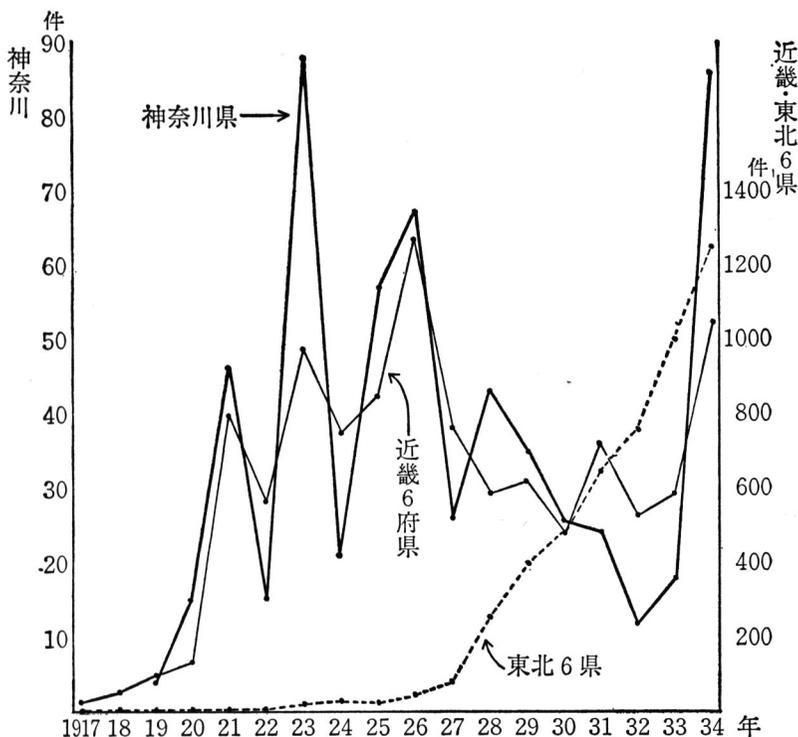
争議とは別に一九二〇年春から二二年春までの小作地返還は、田二百二十町歩、畑六十五町歩にのぼった。それを原因と処分方法についてみてみた第二十四表から次のことが明らかである。まず、久良岐・鎌倉・橘樹など工業地帯に近接した地域で、転業・出稼など農外流出による返還がめだっている。そして、これらの諸郡では、返還の結果、小作料割引を行っての

預け替を実施するか、不作付とすることを余儀なくされるかなど、地主が損失をこうむる処分方法をとらざるをえなくなっていることがめだっている。ただし、橘樹郡の場合は、宅地化の件数が多く地主が損失をうけているとはいえないであろう。他方、愛甲・高座・足柄上といった諸郡でも農業縮少や転業といった理由で小作地返還はめだっている。純農村的なこれらの地域でも、農業外に生計手段をもとめる方法はひろがっていたと思われる。ただし、ここでは、処分方法では預け替が大部分で、返還によって小作人をもとめないという状況は小さかったといえよう。

### 小作争議の結果

このように、農業外に生計手段をもとめるといふ状況を背景とし、小作地返還を手段とする小作争議の展開は、地主・小作関係にどのような変化をもたらしたであろうか。一九二〇年代のなかには「従来地主ノ慣用手段タリシ小作人ノ団体交渉ノ拒否ハ全然無力化シ地主ハ事実トシテ之ヲ認メサルヘカラサルニ至リ従テ争議ノ小字ヨリ大字ニ大字ヨリ町村一円等漸次地域ヲ拡大」してきたといわれる（資料編 13 近代・現代③）<sup>六〇</sup>。また、「地主ノ小作地返還請求ニ対シテハ孰レモ作離料ノ交付ヲ要求」するようになった（同前）<sup>六〇</sup>。こうして小作人のなかに耕作権の意識がひろがり、小作関係における地主の恣意性は制約をうけてきたといえよう。

次に、小作料額の推移については、「大正七、八年頃都市近郊地方ノ如キ農業勞力激減ノ結果耕地過剰ノ現象ヲ呈シ小作料ノ大低落ヲ見タ」とされ、さらに純農村地域では大戦期の上昇傾向の後、「一般經濟界ノ推移及社会思想ノ变化等ニ因リ大正末葉ニ至リ大体ニ於テ小作料漸減ノ傾向ヲ示シ、昭和六、七年頃ヲ底」とすることになったとされている（同前）<sup>六〇</sup>。小作料軽減を要求する争議の中で、一九二〇年代には小作料が軽減されていたことは、争議件数の推移からも裏づけられると考えられる。小作争議の動向については、一九二〇年代の前半に争議件数のピークをむかえ、はやく小作料軽減を実現していった近畿などの地方と、高率小作料が後あとまで維持され、小作争議は二〇年代末期から増加して一九三〇年代の農業恐慌のさな



小作争議件数推移

神奈川県小作争議件数は資料編13近代・現代(3)190から

かにピークをむかえる東北地方との相違がこれまでに指摘されている。

いま、近畿地方、東北地方、それぞれの小作争議件数の推移に、神奈川県の小作争議件数推移をかぶらせた上の図をみると、一九二〇年代の県下の小作争議件数のうごきは、近畿地方のそれと一致することが明らかである。県下の小作争議も、農外労働市場への近接という条件を背景に、いはやく小作料軽減を実現し、一九二〇年代後半には減少傾向にはいったと思われる。そして、昭和恐慌をむかえて、小作農民は、農業外収入の途絶、小作地需要の激増という新しい経済条件の下で、地主の土地取り上げの増加という事態に直面し、新たな闘争にむかわざるをえなくなるのである。

第25表 農民組合の組織・分布状況

|               | 1924     | 1925       | 1926       | 1928       | 1932       | 1934       | 分布状況                   |
|---------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------------------|
|               | 組合数<br>人 | 組合数<br>人   | 組合数<br>人   | 組合数<br>人   | 組合数<br>人   | 組合数<br>人   |                        |
| 小作人組合         | 8<br>799 | 18<br>1459 | 20<br>1576 | 21<br>1488 | 27<br>1940 | 31<br>2094 | 中郡を主に、鎌倉、<br>足柄上、橘樹郡など |
| 日本農民組合<br>総同盟 | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 6<br>158   | 11<br>610  | 12<br>630  | 都筑、橘樹、高座の<br>3郡のみ      |
| 中部農民組合        | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 2<br>70    | —<br>—     | —<br>—     | 中郡のみ                   |
| 全日本農民組合       | —<br>—   | —<br>—     | —<br>—     | 1<br>101   | —<br>—     | —<br>—     | 愛甲郡のみ                  |

大畑 前掲論文所収第2表に1926年以前を資料編 13近代・現代(3) 183でおぎなつた

## 二 農村社会の変化

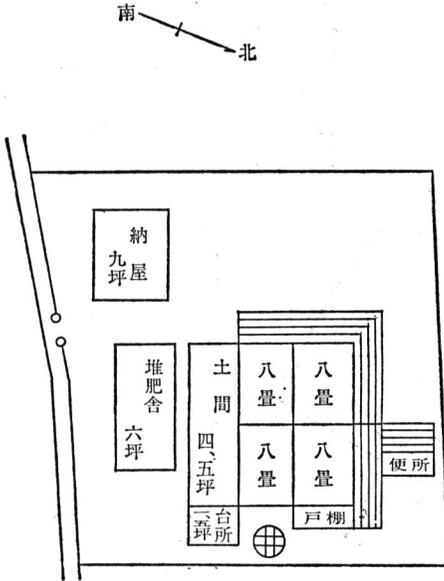
### 単独小作人組合 の組織と性格

小作争議の展開は、県下の農村社会にさまざまな変化をあたえていった。そのもっとも大きなものが、小作人の団結

のひろがり——小作人組合・農民組合の組織化である。県下における小作人組合の発生については、一九二〇(大正九年)に「鎌倉郡内二箇村ニ於テ大字ヲ区域トスルニ組合ノ組織アリタルヲ嚆矢」とする(資料編 13近代・現代(3)二六)とも、「高座郡綾瀬村ニ於テ一小字ヲ区域トスル小作人組合ノ組織アリタルヲ濫觴」(同前二六)とするともいわれる。一九二二年までに、地主に対抗するため組織された小作人組合として、鎌倉郡瀬谷村小作人同盟会(組合員二百二十八名)・足柄上郡金田村金子小作人組合(百五十八名)・足柄上郡川村大字向原小作人組合(約百名)・足柄下郡上府中村永塚小作人組合(有名無実)の四組合があげられている(同前二八)。

これらの小作人団体の組織の状況をしめした第二十五表によれば、次のことをみてとることができる。まず第一に、県下において小作人組合が急速に増加し定着していく時期は、一九二四、五年ごろとみてよいであろう。第二に、小

鎌倉郡中川村の小作農家と家族・農地など



|    |    |           |      |
|----|----|-----------|------|
| 農地 | 田  | 七反六畝十五歩   | 地主六人 |
|    | 畑  | 七反九畝歩     | 地主七人 |
| 計  |    | 一町五反五畝十五歩 |      |
| 宅地 |    | 百六十七坪     |      |
| 家族 | 主人 | 五十九才      |      |
|    | 妻  | 五十六才      |      |
|    | 長男 | 二十八才      |      |
|    | 次男 | 十四才       |      |
|    | 長女 | 十一才       |      |
| 計  |    | 五人        |      |
| 建物 | 住宅 | 二十八坪七合五勺  |      |
|    | 其他 | 十五坪       |      |
| 計  |    | 四十三坪七合五勺  |      |
| 養蚕 | 春  | 五匁        |      |
|    | 秋  | 三匁        |      |
| 計  |    | 八匁        |      |

作人団体の大多数は、上部組織をもたない単独の小作人組合であつたことである。県下に全国組織である系統的農民組合の支部がつくられるようになった一九二八年でみて、組合数の三分の二以上、組織人員の八〇%以上が単独の小作人組合に所屬しており、それはまた県下農業の中心地帯である中・鎌倉・足柄上などの諸郡に分布していた。

これら単独の小作人組合は、ほとんど町村の大字を区域とするものであり、町村をこえて組織されるものはなかった。そして小作料減額などの要求は、小作人組合の幹部をとおして提出され地主の譲歩をせまっていたのである。単独小作人組合の性格を考えるために、鎌倉郡瀬谷村小作人同盟会の規約の要項についてみてみよう。この組合は、瀬谷村の橋戸・中屋敷・上瀬谷の各字に支部をおいていた。そして規約では、「地主が小作人と共通の利益に反し自己の利益のみを欲する行為ある場合は之れに反対し一致の行動をとるものとす」「地主が理由なくして小作地の異動を求むる時は各委員協議の上地主に交渉する」「小作人が植付たる桑園に対し其の小作地の返還をなさし

都筑郡二俣川村の自作農家と家族・農地など

| 雇人 |      | 家族 |    |    |    |    |    |     |     |
|----|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 計  | 子下守女 | 計  | 全女 | 全女 | 全女 | 孫女 | 長男 | 妻   | 主人  |
| 二  | 十二   | 十二 | 四  | 六  | 七  | 八  | 三  | 三十一 | 六十三 |
| 人  | 才    | 人  | 才  | 才  | 才  | 才  | 才  | 才   | 才   |

| 建物     |        | 農地    |         |
|--------|--------|-------|---------|
| 計      | 其他     | 計     | 田       |
| 五十九坪二合 | 二十五坪七合 | 三反二畝歩 | 一町九反八畝歩 |
|        |        | 二町三反歩 | 一町九反八畝歩 |
|        |        |       | 三反二畝歩   |

| 養蚕  |    | 家畜 |    |
|-----|----|----|----|
| 計   | 秋  | 春  | 鶏  |
| 十七疋 | 七疋 | 十疋 | 六羽 |
|     |    |    | 一頭 |



め又は転売せられたる場合は相当の損害賠償を要求する」「天災地変の時は小作料の減額を要求する」「小作米納入は検査済量器を以て引渡す」などを規定し、地主に対抗し小作人の権利を擁護することをうたっていた。しかし同時に、「義務行為」として小作料の納入期限を定め、「納期内に納入する能はざるは支部内小作人が連帯責任を以て期限内に必ず納入せしめ違反者は相当制裁を受くる」との条項もあって、小作料納入に責任をもつ協調的性格もしめしている（『横浜貿易新報』大正十年一月十六日付）。このような性格の単独小作人組合が主力となって、不作を理由に小作料の一时的減額、補償米金の増加などの要求が提出され、争議が展開されていったのである。

**系統的農民組合の成立と活動** これに対し、全国的組織の支部である系統的農民組合が組織されるのはおくれた。この時期の全国的農民組合の中心である日本農民組合は、一九二二年四月に第一回全国大会をもったが、県下では参加はなかった。一九二五年の段階で「日本農民組合関東聯盟に加盟したものは県下に二つしかない、そして従来の経験によれば何れも本

県のは穏健なもの」(『横浜貿易新報』大正十四年五月二十二日付)といわれており、「金目に農民組合ができて、日本農民組合に加盟したのは、大正十四(一九二五)年だったと思う。その時日農に加盟した組合は、神奈川県では、この金目と川崎の生田の二つだけだった」という関係者の談話(大畑哲「神奈川県下における戦前の農民運動について」『神奈川県史研究』四〇号)とあわせると、中郡金目村と橘樹郡生田村の小作人組合が日農関東同盟会に参加したものであろう。しかし、日農機関紙『土地と自由』には、県下組織に関する記事は全くなく、日農との実際的な関係はうすかったものと思われる。

系統的農民組合が県下で本格的に成立するのは、日本農民組合総同盟の神奈川県聯合会の結成によってであると評価できよう。日本農民組合総同盟は、日農の第二次分裂をきっかけとして、一九二七年三月に結成された社会民衆党系の組織である。その神奈川県聯合会は一九二七年五月に結成された。一九二六年十二月に、橘樹郡稲田村では小作争議が起って小作料の一割から一割五分の軽減を実現し、二七年一月には日農総同盟の支部が発会式をあげた。この影響は周辺におよび、都筑郡田奈村などでも支部が組織される。こうして、五月二十日には橘樹郡稲田登戸劇場に県聯合会の発会式を開会した。支部は、橘樹郡の稲田村・稲田村登戸・向丘村・生田村・稲田村関、都筑郡の田奈村ほか、大和・鴨志田・谷本の九支部で、会長に伊藤新蔵が選出された(『社会民衆新聞』昭和二年一月二十日、二月五日、五月一日、六月一日付)。こうして日本農民組合総同盟の支部は橘樹郡・都筑郡にはじまり、やがて高座郡・鎌倉郡・中郡・足柄下郡などにも支部がつくられて、県下の唯一の系統的農民組合組織となつていたのである。

この日本農民組合総同盟の県聯合会結成は、必ずしも小作争議の活発化を意味しなかった。日本農民組合総同盟自身が「昭和二年を絶頂として、神奈川県聯合会の活動は、冬眠状態にあった」(『農村運動』昭和九年二月二十二日付)と述べており、それはこの時期の県下の小作争議の減少傾向と対応している。では、これらの組織は何をしていたのであろうか。橘樹郡の支部

は、「昭和三、四年時代から、当時大流行の小作争議組合の型を脱して、共同出荷、共同加工、共済等の諸事業等起して、日常利益の増進に努め組合員の汗血になる農民館を登戸に建設し、笠置弁護士一家を招いて定住させる等、農民生活の現実即して着実」な運動を行ってきたとしている（同前昭和九年六月二十八日付）。また、県聯合会中郡地区協議会の中心であった金目村の日農総同盟金目支部は、「破産状態に立ち到った」広川信用購買組合の再建に一九三〇年から取り組み「組合幹部を以て理事を独占」、整理と復興の業績をあげていた（同前昭和九年四月十日付）。これらの事例は、日農総同盟の県下組織が、この時期、肥料などの共同購入、生産物の共同販売など農事の改良の努力を中心に、経済的向上を経済主義・生産力主義によって追求しようとする方向に傾いていったことをしめしている。

こうした方向は、日農総同盟の組織だけではなく、単独小作人組合でもひろくみられたものであった。その状況の一端は、「小作人組合ニ付テハ……従来ノ如ク単ニ地主トノ闘争団体トシテ活動ナスニ於テハ經濟上ノ効果モ思ハシカラサルノミナラス一般町村民ノ反感ヲ買フニ過キスシテ組合ニトリ頗ル不利ナルヲ悟リ漸次養鶏養豚ノ生産事業並物資ノ共同購入生産物ノ共同販売等ヲモ併セ行フモノヲ生スルニ至レリ」と伝えられている（資料編 13 近代・現代 ③ 六五）。一九二五年の段階で神奈川県農会の集計したところによれば、共同作業場百十六、共同倉庫九十四、稚蚕共同飼育所五十三をはじめとして、農事実行組合・産業組合・養蚕組合などをふくめた「農業共同経営組合」の総数は三百五十二にのぼった。その多くは、設立年次からみて関東大震災の被害への応急施設とし、県の災害応急補助規則に基づいて設立されたものであったと考えられる。それらは共同販売・共同購入などを実行し農家経済の向上をはかろうとしていた（『神奈川県農会報』一九二五年七月）。単独小作人組合も日農総同盟県聯もこうした波に洗われていたのであり、一九二〇年代後半の小作争議の減少にはこうした背景があったのである。系統的農民組合である日農総同盟の県聯合会は成立したものの、こうして活発な動きは当面しめさず、昭和恐慌のなかで地主の土

地取り上げが問題となるに及んで、あらためてその存在意義を問いなおされることになる。

### 地主団体の動向

他方、地主の組織の形成は微弱であった。地主会は、農事改良、小作人保護、小作米品評会開催、二毛作の普及奨励などを目的に、一九一〇年に鎌倉郡に郡地主会がつくられたのをはじめとする。一九一三年には同様の目的で高座郡地主会が設立されており、この時期、他の郡や町村でも地主会の組織がすすめられたようである。高座郡地主会に連絡し、茅ヶ崎町に小作地をもつ全地主に「加入スル義務アルモノトス」としていた茅ヶ崎町地主組合は、事業として「矯風ニ関スル事項」と「奨励事項」とを掲げていた。前者は、小作人が「地主ノ公益ヲ阻害」した時には「組合員ハ其小作者ニ対シ耕地ヲ返還セシメ」たり、小作人の土地返還に対して「組合ハ之レガ耕作者ヲ斡旋スルノ義務」を定めたりして、小作人に対する地主の支配力を強めようとするものであった。後者は、小作米品評会の開催、優良小作人の表彰などによって農業生産の向上と地主・小作間の融和をはかろうとするものであった（『茅ヶ崎市史』2資料編）。

さらに、県の穀物検査が実施されるにいたって、補償米給与による地主・小作の融和協調、小作米品評会などによる産米改良などを目的に、産米改良会あるいは穀物改良会の組織がはかられた。しかしながら、これらの地主会や穀物改良会の組織は、県当局による行政主導の組織化であったためか、一九二〇年代後半には「年所ヲ経ルニ従ヒ孰レモ自然消滅ニ帰シ目下県郡市町村ヲ通ジ所謂地主会ト称スベキモノ絶無ノ状態ナリ」（資料編13近代・現代③六）となつてしまつたのである。ただ、このころから小作地の管理を会社組織で行うものがあらわれ、一九三二年には県下で五社、管理小作地面積は合計百七十二町歩（約百七十ヘクタール）余となつていた。

県下の小作争議が量的にも多いとはいえず、また激烈な形態をとらなかつたこと、地主も大部分が中小地主でまとまりにくく、小作人の反感を誘発することを懸念して地主組合の組織を回避する傾向のあつたことなどが、こうした状況をうみだした